

# マーくんカード会員規約

## 第1条 総則

本規約はマーくんカード事業協同当組合（以下「当組合」という）が発行するマーくんカードを利用するに際しての条件、遵守事項を定めるものです。マーくんカードの利用を希望される場合は本規約に同意いただいたうえで、マーくんカード会員（以下「会員」という）としてご登録いただく必要があります。

## 第2条 定義

1. マーくんカードとは、当組合が発行するマーくんポイント、プリペイドポイント等の電子情報を記録する媒体をいいます。なお、マーくんカードには色柄違いの物が数種類発行されており、所持資格条件（年齢、子供の有無、消防団への在籍等）がありますが機能、利用方法は同じです。マーくんカードの種類によって受けられる優待サービスに相違がある場合があります。
2. マーくんポイントとは、会員が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引（以下「商品購入等」という）において、マーくんカードを提示してお支払をした際に付与される無償のポイントをいいます。マーくんカード表面に「累計ポイント」と表示されます。マーくんポイントはいかなる場合も換金は出来ません。
3. プリペイドポイントとは、当組合が電磁的方法により記録される金額に応じた対価を会員から得て発行する前払式支払手段であって、会員が、本規約に基づき、1プリペイドポイント＝1円として、加盟店での商品購入等における代金の支払いに使用することができるものをいいます。マーくんカード表面に「累計プリペ」と表示されます。  
プリペイドポイントは法令に定められた場合を除き、換金・払戻しは出来ません。
4. チャージとは、会員が当組合からプリペイドポイントの発行を受けるため、本規約に基づき、当組合の定める方法にて当該発行の対価を支払うことにより、当該会員が当組合から、対価に応じたプリペイドポイントの発行を受けることをいいます。
5. マーくんギフトカードとは、当組合がマーくんカードとは別に発行、販売している磁気カード方式の商品券をいいます。マーくんギフトカードのご利用に関しては本規約では定めませんので、別の「マーくんギフトカード利用規約」を参照願います。
6. 加盟店とは、当組合に所属した、マーくんのキャラクターを表示している店をいいます。加盟店ではマーくんカードとマーくんギフトカードの利用が出来ます。
7. 準加盟店とは、マーくんギフトカード取扱店の表示をした店をいいます。準加盟店ではマーくんギフトカードのみが利用でき、マーくんカードは利用出来ません。
8. 付与率とは、加盟店にて買物をした際にマーくんカードへ付与されるマーくんポイントの買物金額に対する割合で、下記のとおり付与されます。

◆税込（ $100 \times (100\% + \text{標準消費税率})$ ）円のご購入当たり1ポイント付与

例：標準消費税率8%ならば  $100 \times (1 + 0.08) = 108$ 円

但し、加盟店の事情によりマーくんポイントが付かない商品、付与率の低い場合もあります。

## 第3条 マーくんカード会員資格

小学生以上で本規約に同意し、（中学生以下は保護者の同意が必要）当組合に入会申し込みを行い、当組合が入会を認めた方に会員資格を付与しマーくんカードを発行します。

## 第4条 マーくんカードの発行と有効期限

1. 会員1名につき1枚のマーくんカードを発行します。1人で複数枚のマーくんカードを持つことは出来ません。
2. マーくんカードの有効期限は発行日から1年間で、マーくんカードの表面に表示します。但し、有効期限内に加盟店にてマーくんカードを利用（マーくんポイントの付与を受ける、またはプリペイドポイント・マーくんポイントを支払に使用する行為をいう）すれば、有効期限は利用日より1年間自動で延長されます。また、プリペイドポイントをチャージすることによっても、チャージ日から1年間自動で延長されます。
3. マーくんポイントはマーくんカードの有効期限が切れると同時に失効します。
4. プリペイドポイントの有効期限については第7条4項を参照のこと。

## 第5条 マーくんカードの譲渡、相続

1. マーくんカードは会員ご本人のみが利用でき、他人への貸与、譲渡または質入れ、担保権設定等に使用できません。但し、本条2項に記載の事項は可能です。
2. マーくんカード内のマーくんポイントとプリペイドポイントは「二親等以内の親族」に限り、当組合がこれを認めた場合は譲渡または相続ができます。この行為は譲渡元、譲渡先の両カードを用意して当組合に申し出ることによって、当組合が受け、その後実施可否の検討をし、可と決定された場合に実行されます。
3. 本条2項の行為を行った場合は、譲渡元の会員は退会扱いとします。

## 第6条 マーくんポイントの付与と使用

1. マーくんポイントの付与  
会員には加盟店にて商品購入等を行い、マーくんカードを提示して、その支払いを現金、およびマーくんポイント、プ

リペイドポイント、マークンギフトカードの当組合が提供する支払方法にて行った場合に、付与率に従ってマークンポイントが付与されます。また、他社クレジットカード等の当組合が提供する支払方法以外での支払いの場合はマークンポイントの付与は加盟店によっては付与されない場合があります。

## 2. マークンポイントの使用

会員はマークンカードに累積されたマークンポイントを加盟店での商品購入等における代金の支払に1ポイントを1円相当として使用することが出来ます。また当組合が企画する有料イベントへの参加代金の支払にも使用できます。

## 第7条 プリペイドポイントのチャージと使用および有効期限

### 1. プリペイドポイントのチャージ

会員は、お客様窓口マークンカードを持参して、現金での支払によってプリペイドポイントのチャージを行うことが出来ます。チャージされたプリペイドポイントはマークンカード表面にチャージ前残高と合算されて表示されます。

### 2. プリペイドチャージの単位と上限

チャージは1,000円刻みです。1,000円につき1,000プリペイドポイントをチャージします。チャージは繰返し可能で、マークンカードへ保持出来るプリペイドポイントの上限金額は30,000円分までになります。

### 3. プリペイドポイントの使用

会員はマークンカードにチャージされたプリペイドポイントを加盟店での商品購入等における代金の支払に1プリペイドポイントを1円相当として使用することが出来ます。

### 4. プリペイドポイントの有効期限

プリペイドポイントに有効期限の設定はありません。

しかし、マークンカードの有効期限が到来すると、当該マークンカードに記録されたプリペイドポイントは使用できなくなります（プリペイドポイントの有効期限切れではなく、マークンカードの有効期限切れにより、店舗端末がマークンカードを受付けなくなり、カードからプリペイドポイントの取り出しが出来なくなった状態）。

この場合は、お客様窓口までお申し出いただくことで、新たにマークンカードを発行し、旧マークンカードに記録されたプリペイドポイント残高を新マークンカードに移行することができます。

## 第8条 マークンカードの劣化（磁気不良・印字面汚れ）、破損、紛失、盗難等

### 1. 会員はマークンカードを劣化、破損、紛失、盗難等をした場合は、速やかにお客様窓口か加盟店までご連絡ください。紛失、盗難の場合は当該カードの利用停止処理を行います。

その後マークンカードを再発行いたします。ただし、盗難、紛失の場合は200円、破損の場合は100円の再発行手数料をいただきます。

### 2. 紛失、盗難による損失は会員の負担とし補償はしません。

### 3. 再発行は即時を原則としますが、確認に時間の要する場合（紛失、盗難等のカード現物が無い場合）、後日発行となります。

### 4. 再発行時は、旧マークンカードに記録されていたマークンポイント残高およびプリペイドポイント残高は新しいカードへ移行します。ただし、本条2項に該当する損失がある場合は、その損失分は移行できません。

## 第9条 届出事項の変更

### 1. 住所、名前等届出事項に変更が生じた場合は、速やかにお客様窓口か加盟店にご連絡ください。

### 2. 前項の連絡を怠ったために当組合からの通知、送付書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

## 第10条 会員資格の喪失

会員による入会時の虚偽申請、不正使用、マークンカードの改ざん等のほか、会員が本規約に違反した場合、マークンカードの利用を停止するとともに、会員資格は喪失し、マークンカードに記録されたマークンポイントおよびプリペイドポイントは失効となり、マークンカードは直ちに当組合へ返却するものとします。

## 第11条 個人情報の取得・利用・提供

### 1. 個人情報とは、入会申込書にご記入いただく、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス等及びマークンカードご利用時に記録される購入履歴（マークンポイント・プリペイドポイントの増減履歴）をいいます。入会を申し込まれた方は個人情報の取得・利用・提供に関し、本条の内容に同意したものとします。

### 2. 当組合は個人情報を取得します。

### 3. 取得した個人情報は、紛失、破壊、改ざんを防止する措置を講ずるとともに、以下の目的のために利用します。

（1）当組合および加盟店のイベントや販売促進等のため

（2）より良いサービスの向上、改善を図るため

### 4. 会員の個人情報の一部（購入履歴は除く）を、本条3項の利用目的の範囲で提携先に提供することがあります。提供の際は、当組合が目的を遂行するために効率的かつ安全と判断した相手と必要な機密保持契約を締結し、適切な管理監督を

行います。

5. 提携先はホームページに掲載し、変更があった場合にもホームページで公表するなど、適宜お知らせします。

#### 第12条 裁判管轄

本規約に基づく取引に関して、会員と当組合との間に紛争が生じた場合は、長野地方裁判所飯田支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第13条 会員の退会

マークンカード会員を退会する場合は、当組合もしくは加盟店に届出すると同時に、マークンカードを返却するものとし、マークンカード返却時をもって退会とします。退会時にマークンカードにマークンポイント残高およびプリペイドポイント残高があった場合、それは失効し換金、払戻しはいたしません。

#### 第14条 規約の変更

当組合は、当組合の判断で予告無く本規約を変更することができるものとします。変更の内容は、その都度ホームページ等でお知らせいたします。

#### 附則

本規約は、令和元年9月1日より適用いたします

マークンカード又は本規約に関するご質問、ご相談等がございましたら下記まで、ご連絡ください

マークンカード事業協同組合 お客様窓口 TEL:0265-36-6696 FAX:0265-36-5211